

国立研究開発法人水産総合研究センターにおける  
不適正な経理処理事案に係る調査報告書

平成27年12月

国立研究開発法人水産総合研究センター

## 【目 次】

I	調査結果の概要	.....	1
II	調査方法	.....	2
III	発生要因	.....	3
IV	再発防止策	.....	4
V	今後の対応	.....	5

## I 調査結果の概要

### 1. 調査の経緯

- (1) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、昨年3月28日に「不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」を公表した。
- (2) この事案を受けて、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）においてもDNA合成製品等の購入において、契約とは異なる物品や役務（以下「物品等」という。）を納入した不適正な取引の有無を確認する意味から、平成26年8月21日に外部専門家2名（弁護士1名、公認会計士1名）、内部委員1名の計3名の体制による調査委員会を設置し、調査を行い、その結果については、平成26年12月19日に中間報告として公表した。
- (3) 平成26年12月19日の中間報告以降において、引き続き全容解明に向け調査を継続してきた。

### 2. 調査対象年度

センターの会計関係書類の確認が可能な平成21年度から平成25年度

### 3. 調査の結果

中間報告の内容については、誤って不適正な支払額の消費税について二重に計上していたものがあった。

また、中間報告の内容以外に、新たに研究用物品の購入等について差替え、前年度納入等の事態が計1,143,522円あった。

以上の中間報告の内容について確認した結果及び会計検査院の検査で新たに判明しセンターで確認した事態を合計すると、21年度から25年度までの間に、次のとおり、不適正な会計経理を行って研究用物品の購入等に係る代金を支払っていたものが、計11,238,890円あった。

項目	契約金額(円)	関与人数(人)
プリペイド方式	10,515,397	38
差替え	3,376	3
前年度納入	31,920	3
契約前納入	688,197	30
計	11,238,890	延べ 74 実人数 56

※表中の各項目の関与人数には重複がある。

### (1) プリペイド方式

DNA合成製品等の全契約に係る調査の結果、DNA合成製品等の契約に際し、代理店9社及びメーカー1社において、プリペイド方式により取引が行われたものの契約金額合計が10,515,397円確認された。なお、27年10月末現在の未使用残高が1,324,371円であった。

上記不適正な経理処理に係る金額のほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高1,401,613円については、センターの文書保存期間外のため、センターから取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。

契約関係書類と取引業者の帳簿の突合及び研究職員からの提出資料の確認、聞き取り調査を行った結果、センターが取引業者に振り込んだ契約代金は、全て事実認定した物品等として費消されていた。併せて、当該物品等については、研究用以外での使用の事実は認められなかった。

※ DNA合成製品等：遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用する特殊用途のもの及び遺伝子配列の解析用務。

※ プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座を登録し、必要とするDNA合成製品等にかかる代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

### (2) 差替え

DNA合成製品の契約において、契約関係書類に記載された塩基数等とは異なる製品が納入されていた事態が3,376円確認された。

### (3) 前年度納入

塩基配列解析業務において、実際には前年度3月に完了しているにも関わらず、翌年度4月に契約し完了したのものとして代金を支払っていた事態が31,920円確認された。

### (4) 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま研究用物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして代金を支払っていた事態が688,197円確認された。

## II 調査方法

平成26年12月19日の中間報告以降、平成27年1月からは会計検査院による会計実地検査を受ける中で、センターとしても中間報告の内容を精査するとともに、契約関係書類とセンターが販売代理店等から提出を受けた帳簿等の書類の整合性を確認するなどして調査を行った。また、中間報告以降に判明した部分については、新たに聞き取り調査を行った。

### Ⅲ 発生要因

#### (1) プリペイド方式

平成26年12月19日の中間報告に報告した通り。

#### (2) 差替え

本件は、1件の契約で購入した7種類のDNA合成製品のうち2種類（計3,376円）について、契約関係書類に記載された塩基数等とは異なる製品が納入されていたものである。当該研究職員からの聞き取り調査を行ったところ、研究の性質上、様々な塩基数・塩基配列のDNA合成製品を高頻度で購入し使用しており、研究の進展に合わせその都度必要な塩基数・塩基配列のものを購入しているとのことであるが、当該の個別契約について記憶していなかった。また、当時の経理担当職員も当時の具体的内容を記憶していなかった。したがって、発生要因の完全な特定は困難であるが、経理担当職員に発注依頼を行った後、同担当職員の了解を得て研究者がWEB上でメーカーに塩基数・塩基配列等を連絡していたこと、DNA合成製品は発注後数日で製品が届くこと等を勘案すると、契約の過程において、研究職員から経理担当職員に伝達した塩基数等の内容と、研究職員から業者に連絡した塩基数等の内容にズレが発生したことが本事案の原因と考えられる。

#### (3) 前年度納入

本件は、3月中に代理店との間で契約処理されるべき塩基配列解析業務の契約（1件、31,920円）が、翌年度に契約処理がなされていたものである。当該研究職員及び経理担当職員への聞き取り調査を行ったところ、研究職員については、解析業務の発注依頼を経理担当職員に行った後、同担当職員の了解を得て、分析業者に塩基配列解析用のサンプルの送付を行ったことは覚えているものの、具体的な契約月日等については承知していなかった。経理担当職員については、年度末前後に大量の業務を行っていることもあり、当時の具体的内容を記憶していなかった。したがって、発生要因の完全な特定は困難であるが、通常、解析結果が数日で納入されること等を勘案すると、3月中に行われるべき代理店との契約処理が4月になったことが本事案の原因と考えられる。

#### (4) 契約前納入

本件にかかわる契約のほとんどがDNA合成製品及び塩基配列解析業務にかかる契約であった。研究職員及び経理担当職員への聞き取り調査では、研究職員については、経理担当職員への発注依頼後に同担当職員の了解を得てメーカーへの塩基配列の連絡または塩基配列解析用のサンプルの送付を行っていたが、具体的な契約月日等については承知していなかった。経理担当職員については、当該契約について個別具体的な内容を記憶している者はいなかったが、発注依頼が集中する時期には、メーカーへの塩基配列の連絡後、数日間でメーカー

から直接納品されるDNA合成製品等について、代理店との契約処理が間に合わないことがあり得るが、検収担当者との連携等が不十分な場合、契約前納入となっていることを発見できない可能性があるという認識をもっていた者もいた。したがって、発生要因の完全な特定は困難であるが、短期間かつ高頻度で複数の研究職員からDNA合成製品等の発注依頼があること、DNA合成製品等についてはメーカーへの塩基配列の連絡後、数日で製品または解析結果の送付があること等を勘案すると、契約事務のとりまとめのスケジュールがタイトになり、代理店との間の契約書類の作成が間に合わなかったことが本事案の原因と考えられる。

#### IV 再発防止策

中間報告において、1. 取引業者と研究職員の直接取引の禁止の徹底、2. 検収の徹底、3. 職員の意識の啓発、4. 内部監査機能の強化等、に係る再発防止策を公表し、既に実施しているところであるが、中間報告以降、プリペイド方式以外に新たに差替えや契約前納入等の事案が確認された。

このことについて、発生原因の完全な特定は困難であったが、DNA合成製品の購入及び塩基配列解析業務については、代理店との間で契約を締結する一方、塩基配列の連絡は研究職員からメーカーに直接行うため、契約締結後直ちに納品されるよう契約の事務処理を行いつつ、研究職員に塩基配列の連絡をさせるという取扱を現場で行っていたものである。今回新たに明らかになった事案のうち、件数の多かった契約前納入についても、組織の契約件数全体から見れば比較的に小さいものであった。したがって、現在の契約に関する各種手続きが通常の契約においては適切に機能しているものの、契約前納入に関係した者が30人いたことを踏まえれば、技術の進歩に基づく納品期間の短縮に対応した改善が十分ではなかったと言わざるを得ず、また、検査職員による検収でも確認できなかったことは、その体制においても整備が不十分であったと判断せざるを得ない。

以上から、既に実施済の再発防止策について、あらためて周知徹底するとともに、以下の対策を追加する必要がある。

##### 1. 業務実施に係る手順の整備

改正通則法に基づき平成31年度中までに定めることとしている業務手順書について、短期間で納品が行われる物品への対応も考慮した形で、契約及び検収部分について策定を前倒しすることとし、28年3月までに素案を作成し、試験的な運用を開始する。

##### 2. 内部監査での検査の実施

内部監査において、契約と納入及び検収に関する検査を項目として追加し、適切に実施する。

### 3. 契約方式の改善

従来、購入規模が大きい研究所で先行的に導入されていた単価契約は、年度当初の契約後は随時発注が可能であり、毎月の購入数のとりまとめだけを行うことで支払ができ、速やかな研究業務の遂行と契約に関する業務量の削減が可能となることから、他の研究所も含めて導入範囲を拡大する。

### 4. 委託費の適切な取扱い

委託費については、委託事業期間の厳守についてあらためて周知徹底するとともに、委託事業期間内に支払が出来ないと想定される契約については、運営費交付金での契約を行う。

## V 今後の対応

### 1. 研究費の返還

調査結果を農林水産省等資金交付元へ報告し、資金配分元の指示に従い、適切に返還を行う。

### 2. 関係者への処分

関係者の処分については、「職員就業規則」及び「職員懲戒規程」に基づき、厳正に対処する。

## 別紙

### ○ 調査委員会の構成

委員長	苑田	浩之（弁護士）
委員	細井	和昭（公認会計士）
委員	山下	容弘（理事（総務・財務担当））

### ○ 調査委員会の開催状況

平成26年 8月29日	第1回調査委員会	議題：予備調査で明らかになった事項等の報告、調査内容の検討
平成26年10月 9日	第2回調査委員会	議題：調査経過の報告、今後の調査に当たっての注意点の検討
平成26年11月10日	第3回調査委員会	議題：調査経過の報告、中間報告書作成に向けた方針の検討
平成26年12月 1日	第4回調査委員会	議題：発生要因、再発防止策の検討、中間報告書(案)の検討
平成26年12月17日	第5回調査委員会	議題：中間報告書の決定
平成27年 3月31日	第6回調査委員会	議題：中間報告後のフォローアップの検討
平成27年10月27日	第7回調査委員会	議題：中間報告後の調査結果の報告、追加ヒアリング調査の実施方法の検討
平成27年12月16日	第8回調査委員会	議題：調査結果の報告、調査報告書の決定